

個人向け給付金

RIPS/RIASのベーシックコースとアドバンスコースは、
厚生労働省の「特定一般教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」に認定されました。

対象	個人	
給付金名	厚生労働省 特定一般教育訓練給付金	
対象・条件	雇用保険の被保険者 雇用保険の被保険者であった方 ※詳細な支給要件はハローワークでご確認ください。	
給付率	受講者本人が支払った教育訓練経費の4割に相当する額(上限20万円) ※一定の条件を満たした方に支給されます。	
支給手続きのご案内	特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」に関する支給手続きのご案内 (PDF資料:厚生労働省HPより) https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558063.pdf	
支給手続きに関する 注意点	<p>◆受給するには「訓練前キャリアコンサルティング」の受講が必須ですのでご注意ください。 受給資格確認前までに、訓練対応キャリアコンサルタントによる「訓練前キャリアコンサルティング」を受けなければ、「特定一般教育訓練給付金」は受けられません。</p> <p>◆特定一般教育訓練の教育訓練給付金の手続きは、訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングでの就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと、ハローワークなどで配布する『教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』とジョブ・カードをハローワークへ提出します。この手続きは、受講開始日の1か月前までに行う必要があります(支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要です)。</p> <p>(いずれも、上記PDF資料より抜粋)</p>	
問合せ先	本人の住居所を管轄するハローワーク	
講座の指定番号	特定一般教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座	
	地域イノベーションプロデューサー塾(RIPS):ベーシックコース	0422003-2310013-2
	地域イノベーションアドバイザー塾(RIAS):ベーシックコース	0422003-2310023-5
	地域イノベーションプロデューサー塾(RIPS):アドバンスコース	0422003-2310033-8
	地域イノベーションアドバイザー塾(RIAS):アドバンスコース	0422003-2310043-0